

2023 年度 社会福祉法人愛恵会乳児院事業計画

1. はじめに（事業計画の策定にあたり）

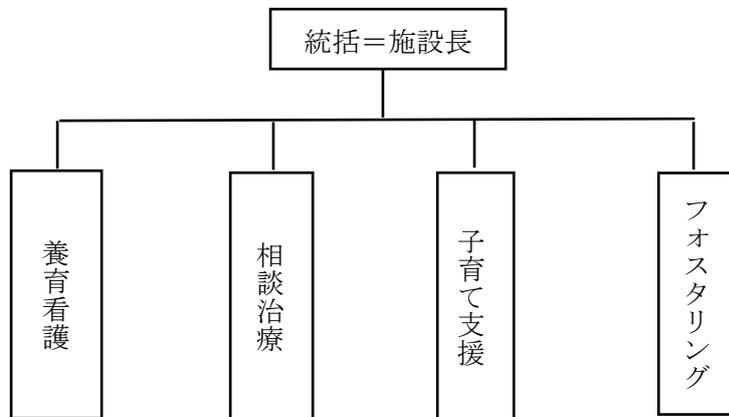
新規施策の情報を早期に入手して、新規事業の受託および乳児院への導入について検討を行い、機能の高度化、多機能化を図ってきた。今後も新たな国及び都の施策の情報を早く入手し、対応を進めていく。

乳児院の多機能化については、ショートステイの受託自治体の拡大、八王子児相フォスタリング機関の応募に向けた取組みを進めてきた。施設誘致を計画している豊島区は、2022 年度に区児童相談所を開設した後、2023 年度以降に施設誘致について取組みを進める予定であることから、情報収集を行い対応を進めていく。

2023 年度は、八王子児童相談所フォスタリング機関のプロポーザルが予定されている。また、施設誘致のプロポーザルも行われる可能性がある。これらへの対応準備を進める。

フォスタリング機関は、児童福祉法改正により 2024 年 4 月に児童福祉施設の「里親支援センター」に転換される予定であることから、法人は複数施設を運営することへの準備を進めなければならない。

図 1. 愛恵会乳児院の事業 イメージ図



養育看護においては、全ての養育単位を小規模グループケアで実施する体制を整備してきた。また、治療機能は制度を全て活用して機能の高度化をはかってきた。これを基盤として、実践内容の充実を進めている。また、新型コロナの感染予防、防止の取組みを充実させ、子どもの安全と健康を守ることを重点課題とする。

これら施設の多機能化、事業の拡大により事業収入の柱を増やすことで、経営基盤の拡充を目指す。併せて新規事業、事業拡大の担い手となるリーダー職員等の人材育成、確保の取組みを強化する。

2. 法人の基本方針

(1) 法人の理念

健康で 明るく 個性豊かな 子どもに育てよう

(2) 法人が取り組む事業

- ①第一種社会福祉事業 乳児院の経営
- ②第二種社会福祉事業 子育て短期支援事業の経営

(3) 重点課題

- ①中長期計画の着実な実施
- ②職員の人材確保、育成、定着にむけた取り組み
- ③財政基盤の拡充と、人事・経理事務の内製化・適正化にむけた取り組み

3. 会議の開催

法人全体の事業の推進や円滑な運営を進めるために下記の会議を開催する。

(1) 理事会の開催

法人の業務執行の決定、業務の執行の監督等を実施するために定時理事会を開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催する。

(2) 評議員会の開催

定款変更、理事・監事の選任と解任、決算書類の承認、事業計画・報告の承認、社会福祉充実計画等の審議を行う。年度終了後3ヶ月以内に定時評議員会を開催する。必要に応じて臨時評議員会を開催する

(3) 課題別会議の開催

重点的に対応すべき事項に関しては、執行担当理事を配置し、必要に応じて法人が会議を開催する。今年度は、施設誘致の動きが具体化する可能性があることから、状況に応じて対策会議を開催する。法改正によりフォスタリング機関が児童福祉施設「里親支援センター」に転換することにより、複数施設を運営することへの対策チームの設置を検討する。

(4) 事務局会議の開催

理事会・評議員会等の準備や法人として対応すべき事項について、理事長、施設長、事務等で定期的に開催する。なお、必要に応じて関係者の出席を求める。

4. 法人事業計画の具体化

(1) 中長期計画（五カ年計画 2019年度～2023年度）の取り組み

中長期計画の取り組みとして、とくに①社会的養育推進計画への対応、②新規事業（施設

誘致、子育て支援事業等)の実施、③事業を担う人材確保・育成を重点課題とする。
 中長期計画の最終年であることから、次期中長期計画作成に取り組む。

(2) 乳児院の充実

①高機能化等への取組み

小規模グループケアを基礎とした養育の充実を推進する。

国の動向を見定めて、分園型小規模グループケア(グループホーム)の実施に向けた取り組みを進める。

家庭養育推進事業により小児精神科医を配置して、治療的養育を充実する。

図2. 小規模化・地域分散化について

	養育形態		施設の課題	愛恵会の状況
	家庭養育	養子縁組	支援	実施
		養育里親		
		ファミリーホーム (養育者が同居)		
	家庭的 養育	グループホーム (分園型小規模グループケア)	地域分散化	未実施
施設養育	施設	小規模化	実施	

②東京都の新生児委託推進事業の実施

新生児を対象に特別養子縁組が最善と判断した場合、出来るだけ早く里親子を結び付けられるよう、新生児里親の養育力向上のための研修や養子縁組里親の交流支援をおこなう。

(3) 地域の子育て支援

社会福祉法人は、社会福祉法において地域における公益的な取組(地域公益事業)の実施を責務として位置けられている。

親子支援事業の実施、要支援家庭への支援を行う支援家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員の配置により、地域の子育て支援の体制を拡充する。

町田市の要支援家庭を対象としたショートステイを受託し実施する。

(4) 児童相談所との連携強化

コロナ禍で入所が減少している。近隣の八王子、多摩相、立川の各児童相談所との連携強化を進め、入所促進を図る。

(5) 建物修繕や施設整備計画について

子育て支援事業、地域公益事業の展開に応じて、B棟の改修を行い活用を進める。
 施設誘致の受託に備えた資金計画を検討する。

(6) 法人経営力の強化

①事業拡大と将来展望

乳児院と児童養護施設の複合施設の誘致を計画している豊島区への対策を進める。対策プロジェクトでの検討を基に応募の準備を進め、施設開設の体制づくりを進める。

ショートステイ等子育て支援事業の受託拡大に取り組む。

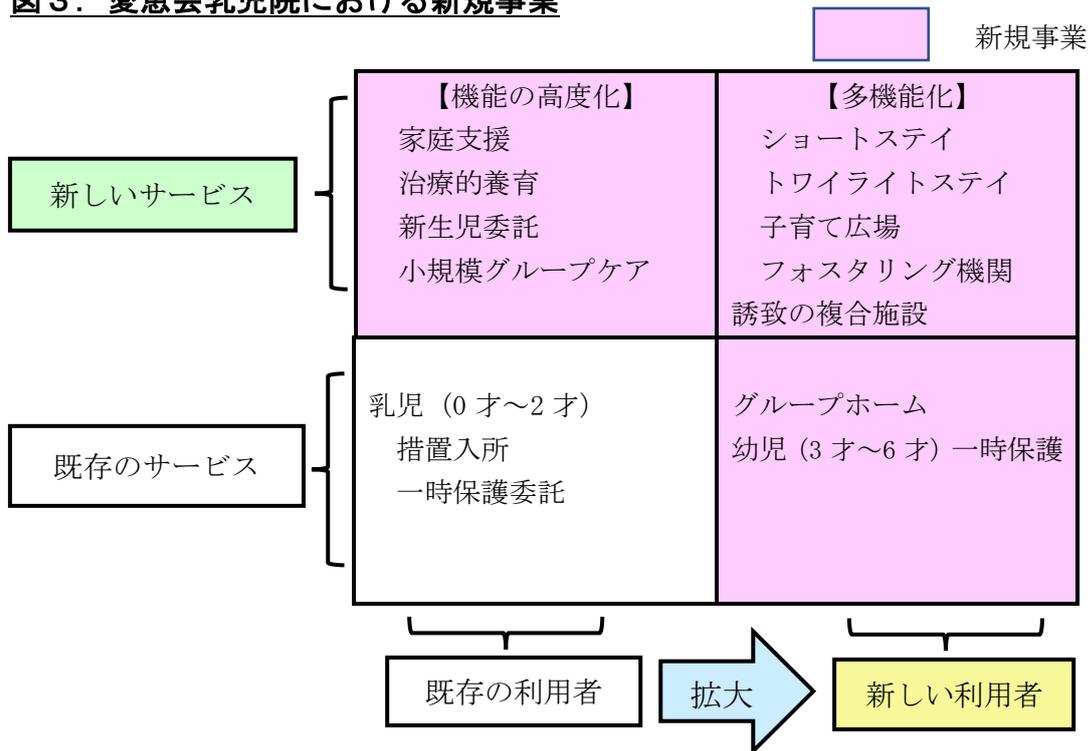
八王子児童相談所フォスタリング機関のプロポーザルに応募する。今後、八王子児童相談所の分割により新たに設置される予定の町田児童相談所（仮称）のフォスタリング機関の受託を視野に入れ準備を進める。

またフォスタリング機関が、令和6年4月に児童福祉施設「里親支援センター」に転換が予定されることへの対応を進める。

子育て支援事業の拡大、フォスタリング機関の受託や施設誘致での事業拡大を展望した管理職、リーダー層の人材育成及び確保が求められることから、管理職・リーダー職員の養成を進める。

近い将来の入所の減少による定員減、職員定数減への対策を検討する。

図3. 愛恵会乳児院における新規事業



②法人の財政基盤の確立

社会的ニーズに応えるための事業拡大に向け財政基盤の一層の充実を図る。

多機能化を進め、事業収入の柱を増やし、安定した経営ができるようにする。

ショートステイの受託自治体の拡大、フォスタリング機関の受託増に向けた取り組みを進める。

他法人の例も参考にしつつ、寄付金や収益事業のあり方も含め、法人本部財政の

安定化のためのあり方について検討し方針化する。

(7) 人材対策（職員確保、育成、定着策等の総合的な取り組み）

事業を担う人材を確保するために、採用から育成・定着の取組みを強化する。
法人が求める人材像や専門力を明確化し、キャリアパスの仕組みを検討する。

人材確保対策、人材育成対策、人材定着対策に総合的に取り組む。また、人材対策については極力具体的な数値目標なども掲げて取り組む。

① 人材確保の取り組み

学生や社会人向けの施設見学会・学習会等の開催をする。内定者フォローの取組みを実施する。

実習生を積極的に受け入れ、丁寧な実習指導を行うと共に、養成校の教員と連携を進め信頼関係を醸成する。実習生が、就職を希望する魅力ある施設にする。

八王子児童相談所のフォスタリング機関を受託した場合、開設に向け採用計画を立て人材確保を進める。

今後のフォスタリング機関の受託拡大、子育て支援事業の拡充、施設誘致による新施設開設を視野に入れた、人材確保を進める。

② 人材育成・専門力の向上の取り組み

就職内定者研修、新任職員研修を充実する。

加え中堅職員研修、リーダー職員研修を体系化し充実する。

③ 職員の定着の取り組み

ア) 職員のワークライフバランス対策や出産・育児・介護対策を推進する。

イ) 働き方の見直しを進め、長時間労働の改善、休暇取得の促進に取り組む

ウ) 職員給与では、処遇改善費の執行のあり方などについて検討を進める。

エ) 職員のメンタルヘルスや健康対策を充実する。「腰痛対策」「メンタルヘルス対策」「検診再検査チェック」「産業医の活用」「職員相談システム」等に取り組む。

オ) 実践や研究への表彰制度を実施する。

③ 施設長やリーダー的役割を果たす職員等の運営管理力の向上

乳児院の職員数は増え続けており、リーダー職員には、日常的な運営に関するマネジメント力が求められる。組織運営のマネジメントのあり方を学ぶとともに各自の自己チェックや他者チェックのシステムのあり方を検討する。

職員の資質向上に取り組んでいくための人事制度の検討を行う。

(8) リスクマネジメント（事件事故対応、ヒヤリハット等）の取り組み

① 事業継続計画

大規模災害時の事業継続計画の改定作業を進める。

② 情報の把握

乳児院は、事故・リスクの区分のリスク4（児童の安心安全に害を及ぼした事故等
重大な事故等）、リスク5（重大な事故等）の事項を、理事長に速やかに報告をすると
ともに、定時理事会での事故報告を行い、問題を法人全体で把握対応する。

ヒヤリハット事例の報告集約について毎月行い、改善策を具体化し実施する。

苦情解決第三者委員会を定期的を開催し、事故等を報告し共通認識を図ると共に第
三者委員の意見を法人や施設運営に反映させる。

③ 感染症対策の充実

新型コロナの感染の終息が見えない状況であり、感染症対策を一層強化する。

（9）法人役員と職員の交流・意志疎通の取り組み

定時理事会において、各部署からの状況報告を実施する。

（10）地域活動・情報発信

① 広報活動の強化

ア) 法人の広報媒体として重要な役割を担うホームページの内容充実と併せて、
適時な内容更新に努める。

イ) 広報誌である「愛恵会乳児院だより」の定期発行と配布に取り組む。

② 地域活動の取り組み

自治会活動・地域の防災活動・地域行事への参加などに取り組む。

（11）事務（財務・会計・情報処理）のあり方

① 事務力の強化

乳児院の事務力の向上に取り組み、各部署への支援体制の構築を図る。

② 情報システムの充実

情報伝達、共有化を図るシステムを一層整備して、日常業務の効率化促進をめざす。
とりわけ、各種記録のシステム化を推進、連携する。さらに、広報活動の充実を図り説明
責任を果たす。

（12）法人本部機能の整備について

社会福祉法人改革において、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、
財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施する責務等を進めることが求められ、法
人本部の役割と仕事の中身が増大している。事業拡大を進めるためにも、その役割と責
任を果たせるよう本部機能の整備に向けて取り組む。

フォスタリング機関が、令和6年4月から児童福祉施設里親支援センターに位置付け
られることから、複数施設を経営する法人になることから、法人の本部機能のあり方を
検討する。

年度会議予定（別紙）